

第1章 都市マスタープランの策定にあたって

1. 都市マスタープラン策定の背景と目的

(1) 背景

従来、都市計画の「整備、開発又は保全の方針」は、都道府県知事が広域的な見地から定めるため、地域毎の将来あるべき姿や地域における都市づくりの課題又は整備方針について明らかにすることには一定の限界があるとされていました。

こうしたことを背景に、「市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市マスタープラン）」（都市計画法第18条の2）が平成4年6月に「都市計画法及び建築基準法の一部改正」により創設され、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めることが義務づけられました。これにより、川俣町においても将来都市像を明確にする本計画を策定するものです。

(2) 目的

本計画は、まちづくりの主役である町民をはじめ、企業や各種団体、行政が同じ目標を共有し、どのような方向でまちづくりに取り組むのかを示すことを目的とした計画です。

川俣町の都市整備は、これまで様々な事業展開により進められてきましたが、総合的な根拠となりうる計画は存在していない状況でした。しかし近年、町民参加により「川俣町活性化基本・実施計画」や「商店街活性化計画」等が策定され、まちづくりの気運が高まりつつあります。さらに、国際化、情報化、高齢化などの時代潮流を受けて、これらに対応したまちづくりを目指すことが課題となっています。

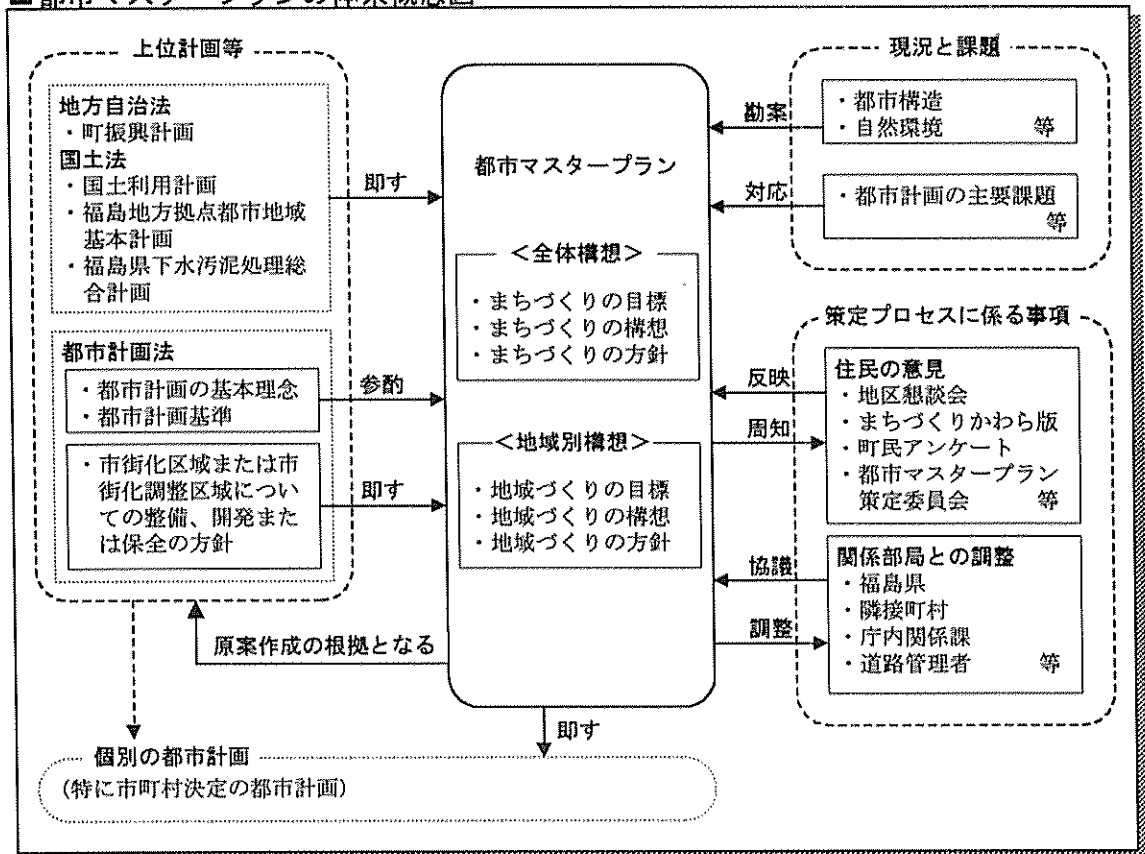
そこで本計画では、「川俣町活性化基本・実施計画」の「ゆう・ゆうライフ川俣町」というキャッチフレーズと、「活気あふれる川俣町にする」「暮らしやすい川俣町にする」「みんなが誇りに思える川俣町にする」というテーマを受けて、既存の上位計画・関連計画との連携を図りつつ、21世紀の「川俣町のまちづくり」について、市街地整備、地区整備などの方向を示すマスタープランとして川俣町都市マスタープランを策定します。

2. 都市マスタープランの体系

本計画は、振興計画を支えるまちづくり・都市整備分野の計画として、総合的な視点で捉えた方針等を明らかにしたものであり、この点から各部門別計画を誘導する計画として位置づけます。

また本計画は、地域に密着した都市計画を推進するために、町民参加により策定されたものであることから、町の都市計画の指針と位置づけられます。

■都市マスタープランの体系概念図



3. 対象区域及び目標年次

本計画の対象区域は川俣町都市計画区域(約1,940ha)とします。

(次頁、対象区域図)

また、本計画は、2017年(平成29年)を目標年次とし、まちづくりの基本的な方針を明らかにしたものです。

